

(案)

北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校通学用タクシー貸借業務単価契約書

- 1 契約事項  
通学用タクシーの貸借
- 2 通学用タクシーの運行区間  
北海道社会福祉事業团もなみ学園から北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校までの区間
- 3 通学用タクシーの種別及び数量  
乗用型軽自動車以上（6名乗り以上） 1台以上
- 4 通学用タクシー運行のための人員  
1台につき運転手1名
- 5 乗車予定人数  
15名以下
- 6 通学用タクシーの運行方法  
別紙1「北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校通学用タクシー貸借業務処理要領」（以下「要領」という。）のとおり
- 7 契約期間  
令和6年（2024年）4月8日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 8 貸借料単価  
1回あたり金                      円  
（上記単価に消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を加算する。）
- 9 契約保証金  
契約保証金は免除する。

上記通学用タクシーの貸借について、賃借人北海道と貸借人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

（令和    年    月    日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

賃借人 北海道  
北海道教育庁石狩教育局長

貸借人 住所

氏名

(総則)

第1条 賃借人及び貸貸人は、この契約書に基づき、別紙要領等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 貸貸人は、頭書の通学用タクシーを貸貸借期間中、要領の定めにより運行し、賃借人に使用させるとともに、賃借人は、その対価である貸貸借料を貸貸人に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる計量単位は、契約書及び要領等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定め るものとする。

7 この契約書及び要領等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、賃借人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 貸貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(通学用タクシー運行担当者)

第3条 賃借人は、通学用タクシーの運行について必要な連絡指導に当たる通学用 タクシー運行担当者(以下「運行担当者」という。)を定め、貸貸人に通知するものとする。運行担当者を変更した場合も、同様とする。

(通学用タクシー運行責任者等)

第4条 貸貸人は、通学用タクシーの運行に関する賃借人及び貸貸人の連絡調整及び処理の迅速化を図るため、通学用タクシー運行責任者(以下「運行責任者」という。)を定め、遅滞なく、賃借人に通知するものとする。

2 貸貸人は、運行のため配置する運転手を定め、遅滞なく、その氏名、住所、免許等を賃借人に通知するものとする。この場合において、運転手2名以上を置く場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

3 前2項の規定は、運行責任者又は運転手を変更した場合に準用する。

4 貸貸人は、第2項に規定する運転手について、次の各号に定める要件を具備しなければならない。

(1) 成人であること。

(2) 心身に著しい欠陥を有せず、当該学校の通学用タクシー運行及び乗降等における介助業務を行う能力を有する者であること。

(3) 身元が確実で、素行が正しい者であること。

(4) 責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なうおそれのない者であること。

(運行責任者の変更請求等)

第5条 賃借人は、運行責任者が、運行業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、貸貸人に対し、その変更を請求することができる。

2 貸貸人は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を賃借人に通知しなければならない。

(賃貸借料の請求及び支払)

第6条 賃貸人は、月の初日から末日までを1月として、毎月10日までに、賃貸借料単価に前月分の運行回数に乗じて算出した金額に当該代金額の100分の10に相当する消費税等額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「賃貸借料」という。)を賃借人に請求するものとし、賃借人は、賃貸人から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払うものとする。

2 賃貸借料の支払場所は、北海道石狩総合振興局出納員勤務の場所とする。

(賃貸借料単価等の変更)

第7条 賃借人又は賃貸人は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、賃貸借料単価が不相当となったと認めるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

(履行遅滞)

第8条 賃借人は、その責めに帰すべき理由により約定期間までに賃貸借料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5%の割合で計算して得た額の遅延利息を賃貸人に支払うものとする。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金の支払を要しないものとする。

(危険負担)

第9条 天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により、この賃貸借タクシーが滅失又は毀損等をし、この契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、賃貸人は、当該部分についてこの契約の履行の義務を免れるものとし、賃借人は、当該部分に相当する賃貸借料の支払の義務を免れるものとする。

(損害の負担)

第10条 賃貸借タクシーの経年劣化及び通常の使用による損耗を除き、賃借人の責めに帰すべき理由により賃貸借タクシーに故障、破損、不具合等の損害が生じたときは、賃借人が、点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

2 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借タクシーの故障、破損、不具合等の損害並びに天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により賃貸借タクシーの損害(経年劣化及び通常の使用による損耗を含む。)が生じたときは、賃貸人が点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 賃貸人は、この契約により知り得た賃借人の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(賃借人の任意解除権)

第12条 賃借人は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、賃貸人にその損害を賠償しなければならない。

(賃借人の催告による解除権)

第13条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに賃貸借タクシーの納入及び引渡しを完了しないとき又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第14条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 賃貸借タクシーの納入及び引渡しを完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 賃貸人が賃貸借タクシーの納入及び引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (7) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

第15条 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 賃貸人が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第20条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

- (2) 賃貸人が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたとき）

きを含む。)

- (3) 貸貸人が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令 又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 貸貸人以外のもの又は貸貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において貸貸人に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が貸貸人に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における貸貸人に対する命令とし、これらの命令が貸貸人以外のもの又は貸貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、貸貸人に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 2 条の 2 第 13 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。)
- (6) 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（貸借人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第 16 条 第 13 条各号又は第 14 条各号に定める場合が貸借人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、貸借人は、第 13 条又は第 14 条の規定による契約の解除をすることができない。

（貸貸人の催告による解除権）

第 17 条 貸貸人は、貸借人がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（貸貸人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第 18 条 前条に定める場合が貸貸人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、貸貸人は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（貸借人の損害賠償請求等）

第 19 条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸貸人は貸貸借期間に係る貸貸借料の総額の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として貸借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 13 条又は第 14 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は、貸貸人の責めに帰すべき理由によって貸貸人の債務について履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして貸貸人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- （不正行為に伴う賠償金）

第20条 貸貸人は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として貸貸借期間に係る貸貸借料の総額の10分の2に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 賃借人は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、貸貸人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
- （貸貸人の損害賠償請求等）

第21条 貸貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- （相殺）

第22条 賃借人は、貸貸人に対して違約金その他の金銭債権があるときは、貸貸人が賃借人に対して有する契約保証金返還請求権、貸貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

（費用の負担）

第23条 通学用タクシーの運行に要する費用は、貸貸人の負担とする。

（契約に定めのない事項）

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、賃借人と貸貸人とが協議してこれを定めるものとする。